



# Newsletter

Global Japanese Practice  
KPMG in Thailand

Global Japanese Practice タイニュースレター 2022 年 11 月 (No. 2)

## 吸収合併制度の導入を含むタイ民商法の改正等

お客様各位

タイ民商法の改正法が11月8日付で官報（Government Gazette）に掲載され、官報掲載日の翌日から90日経過後の2023年2月7日から施行されることになりました。この改正法の注目点は、(1)非公開会社の最低株主数が3名から2名になったこと、および(2)新設合併制度に加え、新たに吸収合併制度が設けられたことです。

また、昨年12月16日に施行されたタイ取引競争委員会（Trade Competition Commission of Thailand）から公布された中小企業に対する支払期限を定めたガイドラインについて、2022年9月16日から「中小企業」の定義が変更されて運用されていますので、その内容についても以下でお知らせします。

### 1.1 主な民商法の改正

2023年2月7日から施行されるタイ民商法の主な改正は以下のとおりです。

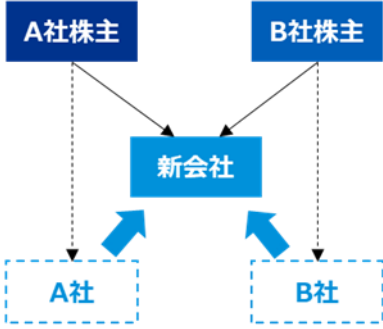
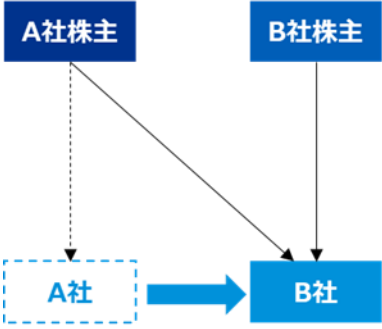
項目	現行法	改正法（2023年2月7日～）
非公開会社の最低株主数	3名以上 (1097条、1099条、1237条)	2名以上 (1097条、1099条、1237条)
会社の株券	少なくとも1人の取締役の署名 (1128条)	少なくとも1人の取締役の署名+社印の押印(1128条)
電子的方法による取締役会の開催	電子的方法による取締役会の開催可 (Emergency Decree on Electronic Meetings B.E. 2563)	電子的方法による取締役会の開催可 (1162/1条) ※勅令ではなく民商法にて定められた

株主総会の招集通知	株主総会開催日の中 7 日前(特別決議を要する議題を含む場合は中 14 日前)までに配達記録付き郵便で各株主に送付 + 新聞公告 (1175 条)	株主総会開催日の中 7 日前(特別決議を要する議題を含む場合は中 14 日前)までに配達記録付き郵便で各株主に送付 (1175 条) ※無記名式株券を発行している会社を除き新聞公告が不要となったが、付属定款に新聞公告を定めている場合には付属定款の変更が必要
株主総会の定足数	会社の資本金の 1/4 以上に相当する株式を保有する株主の出席 (1178 条)	会社の資本金の 1/4 以上に相当する株式を保有する株主の出席、かつ、2 名以上の株主の出席 (1178 条) ※会議体には 2 名以上の出席が必要という過去の最高裁の判決内容が民商法に反映された
吸収合併制度の創設	新設合併のみ可 (1238 条-1243 条)	新設合併と吸収合併のいずれも可 (1238 条-1243 条) ※詳細は下記 1.2 参照
合併に反対する株主の株式買取制度の創設	規定なし	株主総会での特別決議により会社の合併が承認された場合、会社は合併に反対票を投じた株主に対して合意価格または第三者評価価格による株式の買取を打診しなければならない (1239/1 条)
合併の債権者保護期間 (異議申立期間)	債権者への合併の通知日から 60 日 (1240 条)	債権者への合併の通知日から 1 ヶ月 (1240 条)

## 1.2 吸収合併制度の創設

これまでタイ国内での会社の合併は新設合併制度のみとされてきましたが、今回のタイ民商法の改正により、日本での M&A や組織再編の際に一般的に用いられている吸収合併制度が新たに導入されました。これまでタイ国内の複数の会社を 1 社に統合する方法としては、新設合併か全部事業譲渡の二択でしたが、吸収合併制度の導入により、タイ国内のグループ会社の統合などの組織再編において企業により利便性の高い選択肢が増えることとなります。従来の新設合併制度 (今後も引き続き利用可) と新たに設けられた吸収合併制度の主な比較は、以下のとおりです。

項目	新設合併	吸収合併
----	------	------

取引概要	<p>A・B各社の純資産もしくは時価の比率で新会社株式をA社の株主とB社の株主に割当て</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>• 新会社はA社・B社の資産・負債・純資産を包括承継</li> <li>• A社・B社は合併と同時に自動的に解散(清算手続きなし)</li> </ul>	<p>A・B各社の純資産もしくは時価の比率でB社株式をA社の株主に割当て</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>• B社はA社の資産・負債・純資産を包括承継</li> <li>• A社は合併と同時に自動的に解散(清算手続きなし)</li> </ul>
社名変更の必要性	統合会社(新会社)の社名は、A社およびB社以外の社名を用いる必要あり	統合会社(B社)の社名は、B社のまま
従業員の承継	統合会社(新会社)へ従業員を移管するためには、A社とB社の各従業員から個別に転籍の同意を取り付ける必要あり ※2 社分の手続きが必要	統合会社(B社)へ従業員を移管するためには、A社の各従業員から個別に転籍の同意を取り付ける必要あり ※1 社分の手続きのみ
契約の承継	A社とB社の顧客やサプライヤーとの契約は、自動的に新会社に承継される	A社の顧客やサプライヤーとの契約は、自動的にB社に承継される
ライセンスの承継	ライセンスによって新会社に自動的に承継されるもの、そうでないものがあるが、A社とB社の2社分のライセンス移管手続きが必要	ライセンスによってB社に自動的に承継されるもの、そうでないものがあるが、A社の1社分のライセンス移管手続きのみ必要

現行のタイ歳入法では、被合併法人（新設合併の場合はA社とB社、吸収合併の場合はA社）の資産・負債・純資産が合併法人（新設合併の場合は新会社、吸収合併の場合はB社）に簿価で承継されることになり、合併に際して課税は生じないこととなります。

## 2. 中小企業に対する支払期限を定めたガイドラインの「中小企業」の定義変更

昨年、中小企業に対する支払期限を定めたガイドラインがタイ取引競争委員会から公布され、2021年12月16日から施行されていますが、2022年9月16日から「中小企業」の定義が以下のとおり変更されました。そのため、2022年9月16日以降は、従業員数と売上高の基準の両方を満たす中小企業のみを支払期限が適用されます。

項目	改正前	改正後（2022年9月16日～）
----	-----	------------------

適用対象となる中小企業の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員数 200 人以下又は年間売上高 5 億バーツ以下の製造業者</li> <li>従業員数 100 人以下又は年間売上高 3 億バーツ以下のサービス業・販売業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員数 200 人以下かつ年間売上高 5 億バーツ以下の製造業者</li> <li>従業員数 100 人以下かつ年間売上高 3 億バーツ以下のサービス業・販売業者</li> </ul>
支払期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物の売買取引(食品加工を除く)：30 日以内</li> <li>上記以外の取引：45 日以内</li> </ul>	
罰則	年間売上高の 10%以内の罰金	

## KPMG のコメント

今回のタイ民商法の改正は、2023 年 2 月 7 日以降、非公開会社の最低株主数が 3 名から 2 名となることで、例えばタイのローカルパートナーとの合併事業において当事者となる株主のみで会社の設立が可能となるなど、タイへの投資に際して利便性が高まる改正といえます。また、これまでタイ国内の合併は新設合併のみが認められていましたが、新設合併の場合、合併にともなって新たに法人が設立されることから、新会社への従業員やライセンスの承継に際して少なくとも 2 社分の手続きが必要で、実務上その煩雑性から利用されるケースがあまり多くありませんでした。今回の改正で吸収合併制度が導入されたことにより、タイ国内の複数の会社を 1 社に統合する方法として、新設合併および全部事業譲渡に代わる選択肢となり、今後タイ国内の M&A や組織再編の利便性が高まることが想定されます。

ご不明な点等ございましたら、以下の担当者にご連絡ください。

### KPMG 税務・法務 日本人担当者



柴田 智以  
パートナー/Tax  
[tshibata1@kpmg.co.th](mailto:tshibata1@kpmg.co.th)



伊藤 進  
ディレクター/Tax  
[sito1@kpmg.co.th](mailto:sito1@kpmg.co.th)



金澤 学  
アソシエイトディレクター/Tax  
[mkanazawa1@kpmg.co.th](mailto:mkanazawa1@kpmg.co.th)



瀧本 雄斗  
アシスタントマネージャー/Legal  
[ytakimoto1@kpmg.co.th](mailto:ytakimoto1@kpmg.co.th)

[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニュースレター一覧](#)

**KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先**

[gjp-marketing@kpmg.co.th](mailto:gjp-marketing@kpmg.co.th)

[home.kpmg/th](http://home.kpmg/th)



[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this email from KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list, please [click here to unsubscribe](#).

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

